コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Kirin Holdings Company, Limited

最終更新日：2015年5月21日
キリンホールディングス株式会社
代表取締役社長　磯崎　功典
問合せ先：グループコーポレートコミュニケーション担当　ディレクター　藤原　哲也　TEL: 03-6837-7015
証券コード：2503
http://www.kirinholdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を経営課題の一つとして捉えており、社内外からの信頼を得るとともに、公正で効率的な企業経営を行うため、グループ全体としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

当社グループは、平成19 年7月に純粋持株会社制を導入し、国内及び海外の綜合飲料事業並びに医薬・バイオケミカル事業等の自律的成長と、グループ成長戦略の推進に適した組織構造を構築しています。

また、平成27年3月より、グループ全体の経営資源の配分を担う当社と日本綜合飲料事業を牽引するキリン（株）をより一体的に運営する経営組織体制へ変更することにより、グループの戦略的資源配分の意思決定を機動的かつ適正に実現するとともに、直面するグループ最優先課題である日本綜合飲料事業の再成長にスピード感をもって取り組み、KV2021実現をより確かなものとしていきます。

コーポレート・ガバナンス体制については、各地域統括会社・事業会社とグループ本社（持株会社）との役割・責任を明確にし、事業の自主性・機動性の強化や持株会社主導のグループプレミアム創出を促進する体制とし、意思決定の充実と迅速化、経営の透明性・健全性の向上によるグループ企業価値の最大化を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,282,400	4.48
明治安田生命保険相互会社	32,996,563	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,446,600	3.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,251,958	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	15,977,800	1.65
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	14,869,631	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A／C NON TREATY	14,397,975	1.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	13,861,302	1.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	11,376,745	1.17
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	11,056,112	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として協和発酵キリン株式会社を有しています。
当社は、2007年10月に協和醗酵工業株式会社（当時）と戦略的提携について合意し、同社株式の公開買付け及び同社とキリンファーマ社（当時）の株式交換により、発行済株式総数の50.10%を取得して2008年４月に協和醗酵工業社を連結子会社化しました。その後、同社はキリンファーマ社と2008年10月に合併して、協和発酵キリン株式会社に商号変更しました。
本提携は、協和発酵キリン社が自立して主に医薬事業において成長するためのものであり、これまで培われてきた同社の経営の独自性を確保し尊重するという観点から、同社の上場を維持することが望ましいと考えています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三木　繁光	他の会社の出身者					△						
有馬　利男	他の会社の出身者											
荒川　詔四	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三木　繁光		三菱電機（株）社外取締役及び三菱倉庫（株）社外取締役を兼任しています。 また、過去において（株）三菱東京UFJ銀行の代表取締役を務め、現在は特別顧問を務めていますが、同社の業務執行者ではありません。ただし、主要取引銀行の出身者であること等を勘案し、独立役員には指定していません。	平成22年３月に当社社外取締役に就任して以来、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行っており、社外取締役として適任であると判断しています。
有馬　利男	○	上記aからkに該当する事項はありません。	平成23年３月に当社社外取締役に就任して以来、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行っています。

			また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
荒川　詔四	○	上記aからkに該当する事項はありません。	長年にわたる企業経営者として、国内外で培ってきた豊富な知識、経験に基づき、社外取締役として、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会における意思決定の適正性・妥当性を確保するために有効な助言・指摘を行うことを期待しています。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役

補足説明

当社は取締役・監査役等の報酬・指名に関する委員会として、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しています。報酬諮問委員会は、社外取締役1名を含む4名の取締役から構成され、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役等の報酬について客観的かつ公正な視点から、経営環境や会社業績に応じた適正な報酬制度及び水準等を審議し、答申を行っています。指名諮問委員会は、、社外取締役1名を含む4名の取締役から構成され、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役等の各候補者案を審議し、答申を行っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、監査役会が決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席しています。また、当社各担当の監査、国内外グループ会社への往査を実施する等、取締役の職務執行状況を十分に監査できる体制となっています。グループ各社においては、会社の規模に応じ、常勤監査役又は非常勤監査役を設置しています。当社監査役はこれらグループ各社監査役と緊密に連携し、監査の実効性を高めています。

内部監査につきましては、監査役監査とは別に、キリン(株)経営監査部が当社グループ経営監査担当を兼務(計29名)し、グループの重要リスク及び内部統制に関する監査を実施しています。グループ内部監査にあたっては、主要グループ各社の内部監査部門との連携に加え、当社監査役との監査計画策定・実施における連携、主要グループ会社の常勤監査役との連携、グループ会社の非常勤監査役の兼務等を通じて内部監査と監査役監査の監査結果を共有し、相互補完することにより、グループ全体に対して実効的かつ効率的な監査を行っています。

また、グループ経営監査担当、監査役及び会計監査人は、情報・意見交換や協議を適宜行う等、相互連携を図っています。グループ経営監査担当と監査役は内部統制部門の会議への出席を通じて必要な情報を得ており、会計監査人も必要に応じて内部統制部門に対してヒアリングを行い、それぞれ実効性のある監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩田　喜美枝	他の会社の出身者													
橋本　副孝	弁護士													
森　正勝	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田　喜美枝	○	上記aからmに該当する事項はありません。	平成24年３月に当社社外監査役に就任して以来、長年の行政分野における経験に加え、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
橋本　副孝	○	上記aからmに該当する事項はありません。	平成26年３月に当社社外監査役として就任して以来、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき意見を述べるなど、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
森　正勝	○	上記aからmに該当する事項はありません。	長年にわたるコンサルティング会社経営者、大学学長及び理事としての豊富な経験による、企業経営に係る幅広い知識と高い専門性に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしていただくことを期待しています。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下の通り独自の基準を定めています。ただし、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ社外役員として当社の意思決定に

対し指摘、意見することができる人材については、以下の基準に該当する場合であっても社外役員として招聘することがあります。

【社外役員の独立性に関する基準】
当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。
(1) 当社を主要な取引先とする者
(2) 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(3) 当社の主要な取引先である者
(4) 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(5) 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
(6) 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
(7) 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている者
(8) 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
(9) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(10) 上記(1)～(9)に過去5年間において該当していた者
(11) 上記(1)～(9)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
(12) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族
(注)
1. (1)及び(2)において、「当社を主要な取引先とする者(又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上又は1億円のいずれか高い方の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。
2. (3)及び(4)において、「当社の主要な取引先である者(又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
3. (5)、(7)及び(8)において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。
4. (6)において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上又は1億円のいずれか高い方」であることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役の業績連動報酬は、毎年の連結業績等に応じて支給される「賞与」と、基本報酬の一部として支給される「株式購入報酬」からなり、単年度の連結業績達成及び中長期的な株価を意識した経営を動機づける構成としています。
「賞与」は、平準化EBITDA、連結ROE(のれん等償却前)、連結EVA、連結酒税抜売上高という4つの連結業績指標及び個人業績評価(常務取締役及び取締役)に連動して支給額が決定されます。報酬総額における業績連動報酬(「賞与」及び「株式購入報酬」)の割合は、連結業績等標準時に40～50%となるように報酬額の設計を行っています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

事業報告では、社内取締役及び社外取締役の別に、報酬の種類別総額を開示しています。有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っています。事業報告及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しています。
事業報告(招集通知内) : http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/event/soukai.html
有価証券報告書 : http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/library/yuka/index.html

2014年度の取締役報酬額についての開示内容は、以下のとおりです。

【種類別総額】

	報酬総額	基本報酬	賞与
社内取締役	334百万円	249百万円(7名)	84百万円(5名)
社外取締役	25百万円	23百万円(2名)	2百万円(2名)
合計	359百万円	272百万円(9名)	86百万円(7名)

(注)
1. 取締役の基本報酬の限度額は、月額50百万円です。
2. 賞与額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において決議された金額です。
3. 基本報酬の対象員数には、2014年2月28日付をもって辞任した取締役1名、2014年3月27日付をもって退任した取締役1名の計2名を含んでいます。

【個別報酬】

氏名	報酬総額	基本報酬	賞与
三宅　占二	116百万円	78百万円	38百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬方針は、以下のとおりです。
(1) 経営方針の完遂、会社業績及び株主価値の向上に向けて、役員に対するインセンティブに足りうるものとする。
(2) 役員としての執務執行の対価として十分であるものとする。
(3) 決定ロジックは、客観性及び透明性のあるものとする。
役員報酬は、上記方針(3)に基づき、社外取締役をメンバーに含む報酬諮問委員会において審議し、取締役会へ答申を行っています。審議にあたっては、上記方針(2)も踏まえ、外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準の客観的な比較検証を行い、答申に反映させています。
上記方針(1)に基づき、役員報酬は、固定報酬である「月額報酬」と、連結業績等に連動する業績連動報酬によって構成されています。業績連動報酬は、毎年の連結業績等に応じて支給される「賞与」と、基本報酬の一部として支給される「株式購入報酬」からなり、単年度の連結業績達成及び中長期的な株価を意識した経営を動機づける構成としています。なお、監査役及び社外役員は、「月額報酬」及び「賞与」のみの構成としています。
取締役(社外取締役を除く)の「賞与」は、平準化EBITDA、連結ROE(のれん等償却前)、連結EVA、連結酒税抜売上高という4つの連結業績指標及び個人業績評価(常務取締役及び取締役)に連動して支給額が決定されます。報酬総額における業績連動報酬(「賞与」及び「株式購入報酬」)の割合は、連結業績等標準時に40～50%となるように報酬額の設計を行っています。
基本報酬は、報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議により決定します。年度の連結業績等により変動する「賞与」は、報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会の決議を経て、定時株主総会において議案として諮っています。
なお、退職慰労金は、2007年3月をもって制度を廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置していません。社内取締役と併せて、グループ人事総務担当秘書室がサポートを行っています。また、社外監査役の専従スタッフは配置していません。社内監査役と併せて、監査役付がサポートを行っています。
社外取締役に対しては、取締役会資料を事前配布するとともに、取締役会議案か否かに関わらず必要な場合には、担当部門及びグループ人事総務担当秘書室から説明を行っています。社外監査役に対しては、取締役会資料を事前配布するとともに、月1回開催する監査役会及び取締役会開催前等の機会において、必要な情報提供及び説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会及び取締役
・当社の取締役は9名、うち社外取締役は3名です。男性が9名、女性が0名です。
・取締役会は、当社の重要な業務執行及び法定事項について決定するとともに、取締役の職務執行を監督する責務、グループ全体の適切な内部統制システムを構築する責務等を負います。加えて、グループ全体及び主要グループ会社の中期経営計画及び年度事業計画を決定・承認し、事業環境の変化等を踏まえたモニタリングを定期的に行うことにより、グループ企業価値の最大化を図っています。
・キリン(株)、LION PTY LTD、協和発酵キリン(株)、SAN MIGUEL BREWERY INC. 及び華潤麒麟飲料(大中華)有限公司の5社については、グループ全体のガバナンス強化のため、当社の取締役が各社の取締役(社外取締役を含む)に就任し、職務執行状況の監督を行っています。
・以上の意思決定及び経営監督をより適切かつ高いレベルで行うべく、当社では社外取締役を選任しています。社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から、有益な指摘・意見提起を行っています。なお、社外取締役の専従スタッフは配置していません。社内取締役と併せて、グループ人事総務担当秘書室がサポートを行っています。
・また、グループ全体の内部統制システムを確立するために当社にグループ経営監査担当を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を実施・統括しています。
・取締役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて開催しています。2014年度の開催回数は19回です。社外取締役の出席率は92%、社外監査役の出席率は94%となっています。

(2) 監査役会及び監査役
・当社の監査役は5名、うち社外監査役は3名です。男性が4名、女性が1名です。
・監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席と意見提起、国内外グループ各社への往査、内部監査部門・会計監査人・グループ各社監査役との連携及び情報交換等により、取締役の職務執行状況を監査しています。
・キリン(株)及び協和発酵キリン(株)の2社については、グループ全体のガバナンス強化のため、当社の監査役が各社の社外監査役に就任し、各社の取締役の職務執行状況の監査を行っています。
・また、監査機能強化を図るため、監査役の業務をサポートする体制として2名の監査役付を配置しています。
・監査役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて開催しています。2014年度の開催回数は19回です。社外監査役の出席率は97%となっています。

(3) 報酬諮問委員会及び指名諮問委員会
・当社は、取締役・監査役等の報酬・指名に関する委員会として、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しています。
・報酬諮問委員会は、代表取締役社長及び社外取締役1名を含む4名の取締役から構成され、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役等の報酬について客観的かつ公正な視点から、経営環境や会社業績に応じた適正な報酬制度及び水準等を審議し、答申を行っています。
・指名諮問委員会は、代表取締役社長及び社外取締役1名を含む4名の取締役から構成され、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役等の各候補者案を審議し、答申を行っています。
・2014年度:報酬諮問委員会を5回開催し、委員の出席率は100%でした。指名諮問委員会を9回開催し、委員の出席率は100%でした。

(4) グループ経営戦略会議
・当社は、社長の意思決定を補佐支援する諮問機関として、グループ経営戦略会議を設置しています。グループ経営に関する意思決定のうち、影響の大きい戦略及び投資に関し、社内取締役・社内監査役・担当ディレクターで構成される同会議を機動的に開催することにより、意思決定の質の向上を図っています。

(5) その他の社長諮問機関
・グループ全体のCSV(※)活動を所管するグループCSV委員会、リスクマネジメント・コンプライアンスといったキリングループのCSVの基盤となる取り組みを所管するグループリスク管理委員会を設け、グループ全体でCSVの取り組みを推進しています。
※CSV:Creating Shared Valueとは、「社会課題への取り組みによる社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」を両立させることにより、企業の成長を実現する経営コンセプト。
・株主・投資家への開示情報の決定に関する諮問機関である情報開示委員会を設け、適時・公正・公平な ディスクロージャーの推進による経営の透明性向上に取り組んでいます。

(6) 会計監査業務体制
当社の2014年度会計監査業務を執行した公認会計士は、高橋勉氏、大西健太郎氏、山田真氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しています。それぞれの監査年数は高橋勉氏が5年、大西健太郎氏が4年、山田真氏が2年です。当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、その他27名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図ることによって、内外投資家にとって透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しています。また、取締役会と監査役会という企業統治の基礎となる機関のほか、社外取締役を含む報酬諮問委員会・指名諮問委員会や、意思決定・執行内容の性質に応じた会議体を設置することにより、透明性が高く、かつ効率的な企業運営に努めています。

なお、2015年3月27日付にて、当社及びキリン(株)に新たな執行役員制度を導入しています。当社執行役員はグループ全体戦略の策定に参画し、事業又はグループ各機能の業務執行の責任を担い、一方、キリン(株)執行役員は、日本綜合飲料事業戦略の策定に参画し、各機能又は同社の統括する事業の業務執行の責任を担います。当社とキリン(株)の執行役員が双方を兼務することにより、両社で一体的かつ機動的に運営する執行体制を作り出します。また、取締役が執行役員を兼務することにより、グループにおける意思決定と執行を緊密に連携させ、直面するグループ最優先課題である日本綜合飲料事業の再成長を推進するとともに、各事業の強化に取り組みます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前に発送しています。また、発送日に先立ち当社ホームページで早期開示しております。なお、2015年は2月26日に開示、3月5日に発送を行いました。 和文 ： http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/event/soukai.html 英訳版 ： http://www.kirinholdings.co.jp/english/ir/event/meeting.html
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版（全文訳）を作成し、和文と同日に当社ホームページで開示、発信を行っております。
その他	株主総会終了後速やかに議決権行使結果を当社ホームページ上で開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間につき定めています。当社ホームページに掲載しています。 URL ： http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2002年度より、財務担当役員・IR担当者を説明者として、証券会社を中心に、年間に数回程度の説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（第2四半期決算・期末決算）のほか、中期経営計画、長期経営計画などの重要事項発表時において、社長・財務担当役員を説明者として開催しています。また、第1・3四半期を含む決算発表のほか、必要に応じて電話会議を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジアの主要都市において、社長・財務担当役員を説明者に各場所年1～2回、カンファレンス、個別訪問ミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトの内容充実に努めており、決算発表資料、適時開示資料、各種プレスリリース、プレゼンテーション資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知、統合報告書等掲載の他、2005年度より、機関投資家向け決算説明会のオンデマンド配信をIRサイト上にて実施しています。 IRサイトURL ： http://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、グループコーポレートコミュニケーション担当 IR室（5名）です。IR担当役員は、財務担当役員が兼務しています。	
その他	投資家向けの重要な開示資料は原則としてすべて英訳し、和文と同時または和文開示後速やかにホームページに掲載しています。 英文IRサイトURL ： http://www.kirinholdings.co.jp/english/ir/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、グループコンプライアンス・ガイドライン、就業規則、グループ品質方針、グループ調達の基本方針、グループCSR調達ガイドライン等で規定しているとともに、国連グローバル・コンパクトにも参加し、その原則実現につながる具体的取り組みを進めています。また、各種人事制度、社内研修等によって社内への徹底を図っています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	キリングループは、ステークホルダーとの対話と協働をより深め、「ブランドを基軸とした経営」を推進するため、2014年からは、海外のグループ会社も含めたキリングループ全体でCSRを一歩進め、「CSV（※）の実践」をめざします。 今までの事業活動の社会価値を高めると共に、継続してきたCSR施策の経済価値を高めていくことで、CSV実践に向けて一歩を踏み出しました。 ※CSV：Creating Shared Valueとは、「社会課題への取り組みによる社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」を両立させることにより、企業の成長を実現する経営コンセプト。 －CSVで掲げる6つのテーマ 現在、キリングループでは「CSVの実践」で重点的に取り組んでいく分野として、以下の6つのテーマを設定しています。 【6つのテーマ】 キリンならではのテーマ：　人や社会のつながりの強化、健康 サステナビリティのテーマ：食の安全・安心、環境 コンプライアンスのテーマ：人権・労働、公正な事業慣行 「人や社会のつながりの強化」の取り組みの1つである、東日本大震災の被災地への復興支援活動「キリン　絆プロジェクト」については、2011年から3年間で約60億円を拠出するとともに、継続的な活動としてグループ各社が一体となって進めています。 食に携わる企業として被災地の皆様と共に持続的な復興に取り組みたいとの想いから、主に“生産から食卓までの支援”をテーマとした農業や水産業に対する支援活動を継続的に実施しています。 「健康」については、酒類を製造・販売する企業グループとしての社会的責任と捉え、各国で継続的な適正飲酒の啓発に努めています。また、「キリンの健康プロジェクト『キリン プラスーアイ』」ではキリンの独自技術を活用し、お客様の健康に寄与する様々な提案を行っています。 加えて、事業のサステナビリティを担保する上で、「食の安全・安心」及び「環境」の取り組みを継続して推進していきます。 CSVの基盤であるコンプライアンスの徹底とリスクマネジメントについては、さらなる有効性の向上を図っていきます。 以上の取組みを含むキリングループのCSV活動の全体像に関して、投資家、お客様、社会をはじめとしたステークホルダーの理解を深めるため、年に1回「統合報告書」（2014年度より。2013年度以前は「サステナビリティレポート」）や「環境報告書」を作成し、当社ホームページで公開しています。 統合報告書（2014年度より）、サステナビリティレポート（2013年度まで）：http://www.kirinholdings.co.jp/csr/report/pdf/index.html 環境報告書：http://www.kirinholdings.co.jp/csr/report/env.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシー、広報マニュアルにしたがって社外への情報提供を行なっています。また、株主・投資家への開示情報の決定に関する諮問機関である情報開示委員会を設け、適時・公正・公平なディスクロージャーの推進による経営の透明性向上に取り組んでいます。
その他	【多様性の推進】 キリンホールディングスでは、長期経営構想KV2021において「多様な人が活き活きと働き、地域社会と共に発展し、自然環境を守り育てるグループになる」と宣言しています。多様な従業員が互いを受容し、意見を出し合い議論の質を高めていくことで、人材の力、組織の力が高まり、ひいては多様なお客様にあたらしい価値を提供できることにつながります。当社では、性別、障害の有無、国籍、年齢、雇用形態、育児や介護などライフイベントの有無などに関わらず、多様な人々が活躍できるような機会を提供していきます。 【意思決定層の多様性】 多様性がイノベーションを生み出すという考えの下、意思決定層における多様性を担保するために、その第一歩として国内グループ会社役員に女性が就任しています。 ＜女性役員＞ ■ 女性監査役　　キリンホールディングス（株）　1名 ■ 女性取締役　　キリン（株）　1名 ■ 女性執行役員　キリン（株）　1名 （以上2015年3月27日付） 【女性活躍推進】 2006年10月に「キリン版ポジティブアクション」を制定。女性の活躍とネットワーク作りを積極的に支援するための社内組織「キリン・ウィメンズネットワーク（略称：KWN）」を発足させました。 さらに2013年には女性活躍推進長期計画「KWN2021」を策定、女性リーダーの目標数を掲げ、トップダウン（会社の仕組み、環境作り）とボトムアップ（女性社員の意識醸成）の二方向から活動に取り組んでいます。 トップダウンの活動として、結婚や出産などのライフイベントの時にも女性が活躍するために必要な制度や仕組み作り、また、ボトムアップの活動として、女性がさらに仕事にやりがいを持ち、自己成長し続けることへの意識改革を促すための各種キャリア支援やリーダー育成研修などの活動を展開しています。 ＜女性リーダー＞（※） ■ 日本総合飲料事業＋協和発酵キリン（株）　179名　4.7% ■ 日本綜合飲料事業　110名　4.6%

	（以上2014年４月1日時点） ※女性リーダー＝部長、課長、係長クラスまで 現在4%台の女性リーダー比率を2021年までに12%にすべく、アクションを起こします。そして女性だけでなく男性も、多様な人々が活躍しやすい組織風土の醸成を目指していきます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方
当社における業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の大綱について、取締役会にて下記項目のとおり決議しています。

（1）キリングループの取締役等※及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
※　取締役等（取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。）
当社の取締役は、キリングループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをキリングループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社グループ経営監査担当（キリングループの各社内部監査部門を含む。）が内部監査を実施する。
また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

（2）当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社の取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・グループ経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
・決裁申請書（決裁権限がディレクター以上のもの）
・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

（3）キリングループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）
当社の取締役は、キリングループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれをキリングループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社グループ経営監査担当（キリングループの各社内部監査部門を含む。）がキリングループの各社の内部監査を実施する。

（4）キリングループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、キリングループの取締役等の職務執行における効率性を確保する。
・キリングループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営戦略会議を組織し、これを審議する。
・当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じキリングループの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
・職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務 の執行を行う。
・キリングループの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

（5）キリングループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制（職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）
当社の取締役は、キリングループの取締役等の職務執行の報告及びその他の業務の適正を確保するために、以下の事項を含むキリングループの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った運営を実行する。
・キリングループの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
・キリングループの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
・キリングループの情報伝達体制※に関する事項
・当社グループ経営監査担当によるキリングループの内部監査に関する事項
※　キリングループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）
当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する者として、当社の使用人を任命する。

（7）前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

（8）キリングループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。
・キリングループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
・当社の監査役の同意を要する法定事項
・キリングループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況
当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。
キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、キリングループの各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができる。
当社の監査役は内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

（9）前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたキリングループ共通の規程を整備し、キリングループの各社に周知した上で適切に運用する。

（10）当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針
当社の取締役は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等の方針について、当社の監査役と協議の上、これを定める。

（11）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に開催する。
また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がキリングループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2. 内部統制システムの整備状況
当社では、内部統制システムの体制を着実に整備し、また継続的に改善に取り組んでいます。
整備状況と課題については、2015年２月12日の取締役会にて報告を受け、確認していますが、４月30日の取締役会における内部統制システム大綱の改定決議を受け、新たな体制の整備に取り組んでいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
キリングループでは、「コンプライアンス」を単に法令遵守のレベルに留めることなく、「キリングループ各社及びその従業員が、法令、社内外の諸規則・ルール及び社会規範を遵守し、法的責任と社会が求める倫理的責任を果たすこと。それにより、予期せぬ損失や信用の失墜を防止し、ステークホルダーのキリングループに対する信頼を維持向上させること。」と定義し、日々の企業活動に照らして「コンプライアンス」の対象となる具体的な項目に反社会的勢力との関係断絶を掲げ、取り組んでいます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 行動規範
キリングループ各社及び従業員が守らなければならない行動規範である「キリングループコンプライアンス・ガイドライン」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ、取り組んでいます。
(2) 社内体制の整備状況
当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から対応統轄部署を定め不当要求防止責任者を設置すると同時に、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めています。あわせて、上記コンプライアンス・ガイドラインの研修をグループ従業員を対象に毎年実施しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では買収防衛策を導入しておりません。
また、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針も定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針・考え方とその社内周知・啓発について
(1) 当社は、グローバルに展開する事業の中で、グループ従業員全員の共通の価値観として定めた「"One Kirin" Values」において「Integrity（誠意）」を謳っており、信頼される企業グループを目指している。また、「お客様」「コミュニティー」「ビジネスパートナー」「従業員」「株主・投資家」「地球環境」の6つをグループ共通のステークホルダーとしている。
(2) 当社は、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付けており、株主・投資家、消費者などのステークホルダーに対する情報開示活動全般に関する指針として、「ディスクロージャーポリシー」（詳細は添付資料Aを参照）を定めており、当社ウェブサイトにも掲載している。
(3) 当社は、キリングループ各社および従業員が守らなければならない必要最低限の行動規範を「コンプライアンス・ガイドライン」としてまとめ、「株主・投資家との関係」の項目に「経営情報の開示」として、「株主・投資家に対して当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます」と定めている。
(4) 当社は、上記コンプライアンス・ガイドラインの「株主・投資家との関係」の項目に「インサイダー取引の禁止」を設け、グループ共通の規定である「キリングループインサイダー取引防止規定」の遵守を、当社及び連結子会社の役員・従業員に求めている。

以上の基準・行動規範に基づき、それぞれの担当所管部署（コンプライアンス・ガイドラインはグループ経営戦略担当、インサイダー取引防止規定はグループ法務担当）によるグループ内説明会を実施し、グループ内の周知・啓発に努めると同時に、下記の社内体制の下で会社情報の適時開示に努めている。

2. 情報収集について
(1) 決定事実に関する情報
取締役会で審議・決定した決定事実に関する情報及び主管部門を経由して伝達される子会社に係る情報は、グループコーポレートコミュニケーション担当ディレクターに集約される。
(2)発生事実に関する情報
社内各部門（子会社に係る情報については主管部門）より、遅滞なくグループコーポレートコミュニケーション担当及び同担当IR室へ伝達され、同担当ディレクターに集約される。また、グループコーポレートコミュニケーション担当または同担当IR室内に社内各部門の窓口となる担当者を置き、情報収集を強化している。リスク管理委員会経由または情報開示委員会経由でグループコーポレートコミュニケーション担当に情報が提供されるケースもある。
(3) 決算業績・予想に関する情報
取締役会に付議され審議・決定されるが、取締役会の議事・決定内容については、グループコーポレートコミュニケーション担当ディレクターにも情報を共有している。

3. 情報開示の判断、開示手続きについて
当社は、情報開示活動全般に関する指針として、「ディスクロージャーポリシー」を定めている。また、執行サイドの諮問機関として情報開示委員会を設置し、情報の重要性ならびに開示の必要性をタイムリーに検討・判断・決定している。（詳細は添付資料Bを参照）
(1) 各部門よりグループコーポレートコミュニケーション担当ディレクターに集約された情報について、同担当IR室が主管となり、適時開示事項に該当するか否かの基本的な判断を行なっている。
(2) 上記(1)のプロセスで適時開示事項に該当するか否かの判断を要する情報及び任意開示事項のうち特に開示の要否について検討を要する情報については、社長の委任を受けた情報開示委員会が最終決定し、委員長が必要に応じ決定事項を社長に報告する。ただし、下記(3)のケースを除く。
(3) 上記(2)のプロセスで、情報開示委員会において特別な重要事項と判断される情報については、情報開示委員会での議事・内容を、委員長が社長に答申する。

上記により開示が必要と判断される情報は、グループコーポレートコミュニケーション担当IR室より証券取引所に速やかに開示手続きを行なっている。

4. 開示に関するモニタリングについて
監査役及びグループ経営監査担当ディレクターが情報開示委員会にオブザーバーとして出席し、独立・客観的な立場から、情報開示委員会に付議される重要な情報開示の状況について、監視を行っている。

5. その他
(1) 開示に関する自社の特性について
キリングループは、中核となる日本綜合飲料事業以外にも、グローバルな事業展開を推進しているためグループ会社数が多く、連結子会社216社、持分法適用会社16社（2014年12月31日時点）で構成されており、情報収集も広範囲に及ぶ。
(2) 開示リスクについての対応
グループコーポレートコミュニケーション担当の恣意的な判断に陥らないよう、常時、グループ法務担当他関係各部門との相互の情報交換・チェックを行っている。また、開示の要否についてグループコーポレートコミュニケーション担当で判断に迷うケースについては、情報開示委員会に付議している。

(3) 開示教育について
上記1.の通り、コンプライアンス・ガイドラインはグループ経営戦略担当、インサイダー取引防止規定はグループ法務担当など、それぞれの担当所管部署による社内説明会を実施し、社内の周知・啓発に努めている。

【添付資料A】ディスクロージャー ポリシーについて

キリンホールディングス　ディスクロージャーポリシー
キリンホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報についても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

情報の開示方法
東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開しています。TDnet登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供すると共に、当社ウェブサイト上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

業績予想および将来の予測に関する事項
当社ウェブサイトに掲載されている、当社および関係会社の計画・将来の見通し・戦略などのうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点で入手可能な情報による判断および仮定にもとづいています。したがって、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢などによってこれらと異なる結果になる場合があります。

沈黙期間
当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定しています。この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく変化する見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしております。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲の質問等については対応いたします。

以上

【添付資料B】情報開示委員会について

1. 目的・位置付け
内部統制システム構築の一環として、開示情報の最終決定（委員会にて特別に重要と判断される場合を除く）に関し、執行サイドの諮問機関として設置される委員会。情報の重要性ならびに開示の必要性をタイムリーに検討・判断・決定する。適切な開示のための基本的考え方であるディスクロージャーポリシーを整備・策定する役割を担う。

2. 具体的な役割
(1) ディスクロージャーポリシーの策定、社内への周知・啓発
(2) 東証の要請に沿った適時開示情報（決定事実、発生事実、決算情報）の共有、開示範囲等の検討
(3) 任意開示事項（リスク案件など有価証券報告書・四半期報告書への記載の要否が検討されるべき事項）の開示についての検討
(4) 上記(2)(3)に基づき、開示に関する情報の決定、社長への報告（委員会にて特別に重要と判断される場合は社長へ答申）
(5) その他、情報開示の観点から、キリングループ各社にとって必要と思われる措置を講ずること（キリンホールディングス社内の関連部門、及びキリングループ各社への改善指示等を含む）
*(2)(3)の検討対象は、決算短信（補足資料を含む）、有価証券報告書・四半期報告書、ハーモニア（株主向け報告書）、統合報告書等に記載する情報を含む

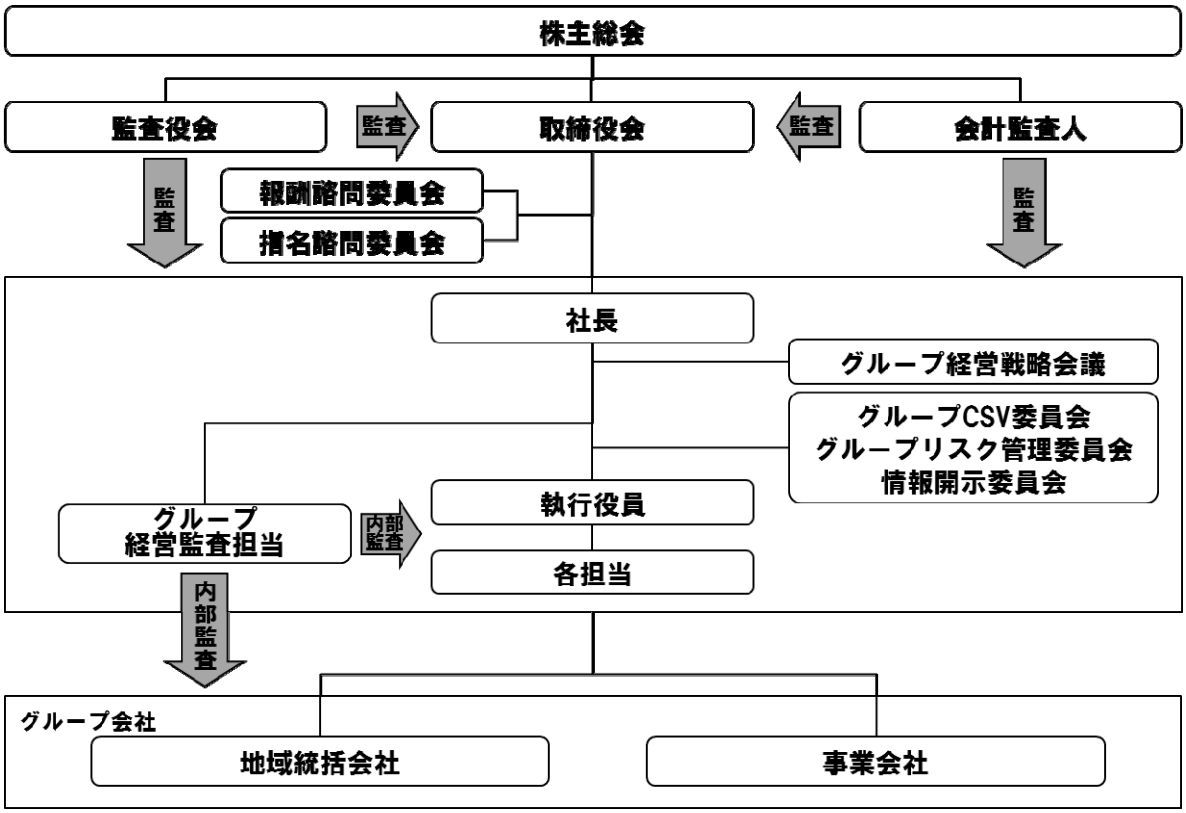
3. 構成
(1) 委員長：財務担当取締役
(2) 委員：グループ経営戦略担当ディレクター、グループ財務担当ディレクター、グループ法務担当ディレクター、グループコーポレートコミュニケーション担当ディレクター
（オブザーバー）監査役、グループ経営監査担当ディレクター
(3) 実務協議メンバー：上記(2)の各担当より実務担当者1～2名
(4) 事務局：グループコーポレートコミュニケーション担当 IR室

4. 開催時期
定期：年4回の決算発表前、出版物の発行前
他は必要に応じ開催する。

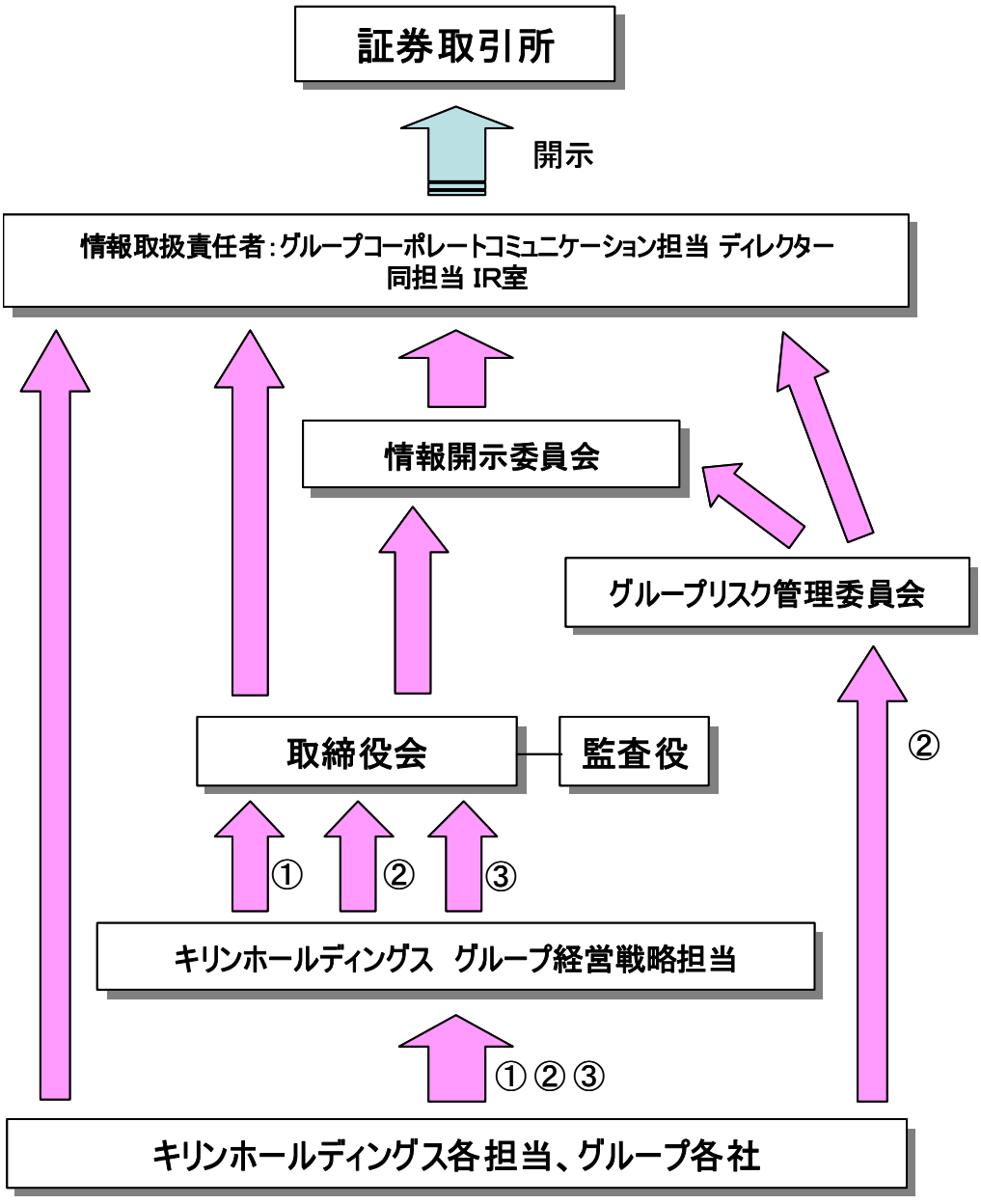
5. その他
今後、内部統制システムの整備と連動し、2.の具体的な役割他は必要に応じ検討する。

以上

【模式図】現状のコーポレート・ガバナンス体制



【模式図】会社情報の適時開示に係る社内体制



① 決定事実に関する情報
② 発生事実に関する情報
③ 決算に関する情報